

医療費と公的医療保険

○日本の公的医療保険

日本では、国民皆保険制度のもと、公的医療保険への加入が義務づけられています。
公的医療保険には、勤務先で加入する健康保険と、住んでいる市区町村の役所で加入する国民健康保険・後期高齢者医療制度の３種類があります。
民間の保険に入っている場合、公的医療保険に入らない理由にはなりません。

公的医療保険に加入すると、保険料を支払う必要がありますが、病気や怪我のとき、医療費の原則３０％を支払うだけで済みます（後期高齢者医療制度は１０％・２０％または３０％）。また、出産したときや、高額な医療費を支払ったときに、払い戻しがあります。
医療保険に加入しないで医療機関にかかる場合、医療費は全て自己負担となり、かなり高額になります。

○西宮市の医療助成制度

西宮市では、高齢者、乳幼児、こども、障害者、母子（父子）家庭の母子（父子）、遺児、に対して健康保険診療の自己負担額の一部または全部を助成しています。所得制限等の条件があります。

問い合わせ先 西宮市役所医療年金課 0798-35-3131

指定難病と診断され、国が定める基準を満たす場合、兵庫県からその疾病の治療に関する医療費等が助成されます。制度を利用するためには申請が必要です。

問い合わせ先 西宮市保健所保健予防課 0798-26-3669

※注 詳しくは、日本語がわかる人を介してお問い合わせください。